

【第 66 回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>34 ページ</p> <p>第 2 部 税務行政の現況</p> <p>第 1 章 申告、調査及び指導の状況</p> <p>第 10 節 その他の諸税</p> <p>2 印紙税</p> <p>(3) 調査及び指導の状況</p>	<p>(3) 調査及び指導の状況</p> <p>印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不足税額の 3 倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の 1.1 倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。</p> <p>平成 28 事務年度においては、3,212 場（前事務年度 3,354 場）に対して調査等を行い、その結果、2,934 場（前事務年度 3,008 場）において収入印紙の貼付け不足等が発見され、その不足税額は 23 億 3,000 万円（前事務年度 20 億 4,600 万円）であった。</p> <p>また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成 28 事務年度において、20,205 場（前事務年度 19,637 場）であるがこのうち 681 場（前事務年度 687 場）に対して調査を行い、その結果、81 場（前事務年度 83 場）につき、<u>1 億 2,000 万円</u>（前事務年度 9,700 万円）の更正・決定等を行った。</p>	<p>(3) 調査及び指導の状況</p> <p>印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不足税額の 3 倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の 1.1 倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。</p> <p>平成 28 事務年度においては、3,212 場（前事務年度 3,354 場）に対して調査等を行い、その結果、2,934 場（前事務年度 3,008 場）において収入印紙の貼付け不足等が発見され、その不足税額は 23 億 3,000 万円（前事務年度 20 億 4,600 万円）であった。</p> <p>また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成 28 事務年度において、20,205 場（前事務年度 19,637 場）であるがこのうち 681 場（前事務年度 687 場）に対して調査を行い、その結果、81 場（前事務年度 83 場）につき、<u>1 億 1,900 万円</u>（前事務年度 9,700 万円）の更正・決定等を行った。</p>

※ 下線部が修正箇所である。

【第 66 回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>35 ページ</p> <p>第 2 部 税務行政の現況</p> <p>第 1 章 申告、調査及び指導の状況</p> <p>第 10 節 その他の諸税</p> <p>3 たばこ税及びたばこ特別税</p> <p>(3) 調査の状況</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所等があり、手持品課税製造たばこを除くこれらの場数は、平成28事務年度で<u>179場</u>（前事務年度177場）であるが、このうち、16場（前事務年度18場）に対して調査を行った。</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所等があり、手持品課税製造たばこを除くこれらの場数は、平成28事務年度で<u>180場</u>（前事務年度177場）であるが、このうち、16場（前事務年度18場）に対して調査を行った。</p>

※ 下線部が修正箇所である。

【第 66 回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>35 ページ                      第 2 部 税務行政の現況                      第 1 章 申告、調査及び指導の状況                      第 10 節 その他の諸税                      4 石油ガス税                      (3) 調査の状況</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は<u>2,789場</u>(前事務年度2,812場)であるが、このうち、<u>335場</u>(前事務年度314場)に対して調査を行い、その結果、70場(前事務年度74場)につき<u>1,300万円</u>(前事務年度1,900万円)の更正・決定等を行った。</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は<u>2,803場</u>(前事務年度2,812場)であるが、このうち、<u>336場</u>(前事務年度314場)に対して調査を行い、その結果、70場(前事務年度74場)につき<u>1,200万円</u>(前事務年度1,900万円)の更正・決定等を行った。</p>

※ 下線部が修正箇所である。

【第 66 回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>36 ページ</p> <p>第 2 部 税務行政の現況</p> <p>第 1 章 申告、調査及び指導の状況</p> <p>第 10 節 その他の諸税</p> <p>5 航空機燃料税</p> <p>(3) 調査の状況</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は1,609場（前事務年度1,622場）であるが、このうち、30場（前事務年度36場）に対して調査を行い、その結果、11場（前事務年度15場）につき、<u>300万円</u>（前事務年度4,700万円）の更正・決定等を行った。</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は1,609場（前事務年度1,622場）であるが、このうち、30場（前事務年度36場）に対して調査を行い、その結果、11場（前事務年度15場）につき、<u>200万円</u>（前事務年度4,700万円）の更正・決定等を行った。</p>

※ 下線部が修正箇所である。

【第66回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>37 ページ</p> <p>第2部 税務行政の現況</p> <p>第1章 申告、調査及び指導の状況</p> <p>第10節 その他の諸税</p> <p>8 石油石炭税</p> <p>(3) 調査の状況</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は145場(前事務年度420場)であるが、このうち、9場(前事務年度16場)に対して調査を行い、その結果、6場(前事務年度10場)につき、<u>1億3,400万円</u>(前事務年度5,200万円)の更正・決定等を行った。</p>	<p>(3) 調査の状況</p> <p>平成28事務年度における調査対象場数は145場(前事務年度420場)であるが、このうち、9場(前事務年度16場)に対して調査を行い、その結果、6場(前事務年度10場)につき、<u>1億3,300万円</u>(前事務年度5,200万円)の更正・決定等を行った。</p>

※ 下線部が修正箇所である。

【第66回 事務年報 正誤表】

訂正箇所	正	誤																																																																																																																																																				
135 ページ 第29表 「間接国税犯則事件の処理事績」	第29表 間接国税犯則事件の処理事績 <table border="1" data-bbox="548 376 1317 979"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>61</td> <td>73</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>要処理件数</td> <td>62</td> <td>74</td> <td>49</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>処理済件数</td> <td>61</td> <td>72</td> <td>49</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理済件数の内訳</td> <td>通告処分</td> <td>(96.7)</td> <td>(95.8)</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0)</td> <td><u>(90.9)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>59</td> <td>69</td> <td>49</td> <td>39</td> <td><u>40</u></td> </tr> <tr> <td>直告発</td> <td>—</td> <td>(1.4)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(3.3)</td> <td>(2.8)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>(9.1)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>ほ脱税額</td> <td>千円 77,631</td> <td>千円 99,688</td> <td>千円 14,359</td> <td>千円 25,171</td> <td>千円 2,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「処理済件数の内訳」欄のかっこ内の数字は、それぞれの構成比（パーセント）を示す。                      2 ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む。</p>	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	繰越件数	1	1	1	0	0	検挙件数	61	73	48	39	44	要処理件数	62	74	49	39	44	処理済件数	61	72	49	39	44	処理済件数の内訳	通告処分	(96.7)	(95.8)	(100.0)	(100.0)	<u>(90.9)</u>		59	69	49	39	<u>40</u>	直告発	—	(1.4)	—	—	—			1					その他	(3.3)	(2.8)	—	—	<u>(9.1)</u>		2	2			<u>4</u>	ほ脱税額	千円 77,631	千円 99,688	千円 14,359	千円 25,171	千円 2,524	第29表 間接国税犯則事件の処理事績 <table border="1" data-bbox="1355 376 2128 979"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>61</td> <td>73</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>要処理件数</td> <td>62</td> <td>74</td> <td>49</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>処理済件数</td> <td>61</td> <td>72</td> <td>49</td> <td>39</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理済件数の内訳</td> <td>通告処分</td> <td>(96.7)</td> <td>(95.8)</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0)</td> <td><u>(100.0)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>59</td> <td>69</td> <td>49</td> <td>39</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>直告発</td> <td>—</td> <td>(1.4)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(3.3)</td> <td>(2.8)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>(2.3)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>ほ脱税額</td> <td>千円 77,631</td> <td>千円 99,688</td> <td>千円 14,359</td> <td>千円 25,171</td> <td>千円 2,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「処理済件数の内訳」欄のかっこ内の数字は、それぞれの構成比（パーセント）を示す。                      2 ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む。</p>	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	繰越件数	1	1	1	0	0	検挙件数	61	73	48	39	44	要処理件数	62	74	49	39	44	処理済件数	61	72	49	39	44	処理済件数の内訳	通告処分	(96.7)	(95.8)	(100.0)	(100.0)	<u>(100.0)</u>		59	69	49	39	<u>43</u>	直告発	—	(1.4)	—	—	—			1					その他	(3.3)	(2.8)	—	—	<u>(2.3)</u>		2	2			<u>1</u>	ほ脱税額	千円 77,631	千円 99,688	千円 14,359	千円 25,171	千円 2,524
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																																	
繰越件数	1	1	1	0	0																																																																																																																																																	
検挙件数	61	73	48	39	44																																																																																																																																																	
要処理件数	62	74	49	39	44																																																																																																																																																	
処理済件数	61	72	49	39	44																																																																																																																																																	
処理済件数の内訳	通告処分	(96.7)	(95.8)	(100.0)	(100.0)	<u>(90.9)</u>																																																																																																																																																
		59	69	49	39	<u>40</u>																																																																																																																																																
	直告発	—	(1.4)	—	—	—																																																																																																																																																
		1																																																																																																																																																				
その他	(3.3)	(2.8)	—	—	<u>(9.1)</u>																																																																																																																																																	
	2	2			<u>4</u>																																																																																																																																																	
ほ脱税額	千円 77,631	千円 99,688	千円 14,359	千円 25,171	千円 2,524																																																																																																																																																	
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																																	
繰越件数	1	1	1	0	0																																																																																																																																																	
検挙件数	61	73	48	39	44																																																																																																																																																	
要処理件数	62	74	49	39	44																																																																																																																																																	
処理済件数	61	72	49	39	44																																																																																																																																																	
処理済件数の内訳	通告処分	(96.7)	(95.8)	(100.0)	(100.0)	<u>(100.0)</u>																																																																																																																																																
		59	69	49	39	<u>43</u>																																																																																																																																																
	直告発	—	(1.4)	—	—	—																																																																																																																																																
		1																																																																																																																																																				
その他	(3.3)	(2.8)	—	—	<u>(2.3)</u>																																																																																																																																																	
	2	2			<u>1</u>																																																																																																																																																	
ほ脱税額	千円 77,631	千円 99,688	千円 14,359	千円 25,171	千円 2,524																																																																																																																																																	

※ 下線部が修正箇所である。